

資 料

- 1 推進本部設置要綱
- 2 推進懇話会設置要綱
- 3 川越市生涯学習推進懇話会
委員名簿
- 4 基本計画策定の経過

川越市生涯学習推進本部設置要綱

○川越市生涯学習推進本部設置要綱

市・教委教育長訓令第1号

市・教委教育長訓令第1号

(設置)

第1条 本市の生涯学習基本構想・基本計画の策定及び生涯学習施策を総合的に推進するため、川越市生涯学習推進本部(以下「本部」という。)を置く。

(所掌事項)

第2条 本部の所掌事項は、次のとおりとする。

- (1) 生涯学習基本構想・基本計画の策定に関すること。
- (2) 生涯学習に関する総合的な施策の推進に関すること。
- (3) 生涯学習関連事業の連絡調整に関すること。

(組織)

第3条 本部は、本部長、副本部長及び本部員をもって組織する。

- 2 本部長は本部の庶務を所管する部署を担当する副市長の職にある者を、副本部長は教育長の職にある者をもって充てる。
- 3 本部員は、別表第1に掲げる職にある者をもって充てる。

(本部長及び副本部長)

第4条 本部長は、本部を総理し、会議の議長となる。

- 2 副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故があるときはその職務を代理する。

(会議)

第5条 本部の会議は、本部長が招集する。

(幹事会)

第6条 本部に、本部長の指示を受けた事項について調査研究及び調整を行うため、幹事会を置く。

- 2 幹事会は、幹事長、副幹事長及び幹事をもって組織する。
- 3 幹事長は文化スポーツ部長の職にある者を、副幹事長は文化振興課長の職にある者をもって充てる。
- 4 幹事は、別表第2に掲げる職にある者をもって充てる。
- 5 幹事会の会議は、幹事長が招集する。

(調査研究委員会)

第7条 幹事会に、幹事長の指示を受けて、資料の収集・整理及び調査研究を行うため、調査研究委員会を置く。

2 調査研究委員会は、委員長、副委員長及び委員をもって組織する。

3 委員長は文化振興課長の職にある者を、副委員長は文化振興課副課長の職にある者をもって充てる。

4 委員は、別表第二に掲げる幹事の関係課職員をもって構成する。

5 調査研究委員会の会議は、委員長が招集する。

(庶務)

第8条 本部、幹事会及び調査研究委員会の庶務は、文化スポーツ部文化振興課において処理する。

(委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか、本部の運営に関し必要な事項は本部長が、幹事会及び調査研究委員会の運営に関し必要な事項は幹事長が定める。

附 則(市・教委教育長訓令第1号)

この訓令は、令達の日から施行する。

別表第1(第3条関係)

政策財政部長 総務部長 市民部長 文化スポーツ部長 福祉部長 保健医療部長 環境部長 産業観光部長 都市計画部長 建設部長 教育総務部長 学校教育部長

別表第2(第6条関係)

広報室長 政策企画課長 財政課長 拠点施設推進室長 総務課長 職員課長 人権推進課長 市民活動支援課長 広聴課長 安全安心生活課長 男女共同参画課長 青少年課長 スポーツ振興課長 美術館長 福祉推進課長 障害者福祉課長 高齢者いきがい課長 子育て支援課長 保育課長 保健医療推進課長 保健総務課長 健康づくり支援課長 環境政策課長 商工振興課長 緊急地域経済対策室長 中心市街地活性化推進室長 農政課長 観光課長 都市計画課長 公園整備課長 建築住宅課長 教育総務課長 教育財務課長 地域教育支援課長 文化財保護課長 中央公民館長 中央図書館長 博物館長 学校管理課長 教育指導課長 学校給食課長 教育センター長

※正文は縦書き

川越市生涯学習推進懇話会設置要綱

(設置)

第1条 本市における生涯学習計画の策定その他生涯学習に関し、意見を聴取するため、川越市生涯学習推進懇話会（以下「懇話会」という。）を置く。

(組織)

第2条 懇話会は、委員25名以内で組織し、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 社会教育関係団体等の代表者
- (2) 教育機関、行政機関の職員
- (3) 学識経験者
- (4) 市民の代表者

2 前項第4号に規定する委員については、公募により選任するものとする。

(任期)

第3条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第4条 懇話会に、会長及び副会長2名を置く。

- 2 会長及び副会長は、委員の互選により定める。
- 3 会長は、会務を総理し、会議の議長となる。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 懇話会は、会長が招集する。

(専門部会)

第6条 懇話会に、会長の指定した事項について調査研究を行うため、専門部会を置く。

- 2 専門部会は、部会長及び部会員若干名で組織する。
- 3 部会及び部会員は、委員のうちから会長が指名する。

(庶務)

第7条 懇話会の庶務は、文化スポーツ部文化振興課において処理する。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、懇話会の運営に関し必要な事項は、教育長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成9年7月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成19年5月28日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年5月22日から施行する。

別表（第2条関係）

(1) 社会教育関係団体等の代表者

川越市自治会連合会 川越市PTA連合会 川越市子ども会育成
団体連絡協議会 川越市交通安全母の会 川越商工会議所 川越
市老人クラブ連合会 川越市体育協会 川越市社会教育委員協議
会 川越市文化団体連合会 川越市人権擁護委員協議会 川越市
ボランティア連絡会

(2) 教育、行政機関の職員

幼稚園・保育園代表 小・中学校校長会代表 高校代表

(3) 学識経験者

大学教授等

(4) 市民の代表者

公募による者

川越市生涯学習推進懇話会委員名簿（平成21年度・22年度）

区分	所 属	平成21年度	平成22年度
一 号 委 員	川越市自治会連合会	市 川 捨 司	櫻 井 晶 夫
	川越市PTA連合会	大 木 直 子	大 木 直 子
	川越市子ども会育成団体連絡協議会	松 本 紀美子	松 本 紀美子
	川越市交通安全母の会	山 口 日 出 美	山 口 日 出 美
	川越商工会議所	落 合 正 治	落 合 正 治
	川越市老人クラブ連合会	植 原 政 男	大 井 茂 男
	川越市体育協会	関 口 正 鏝	河 野 哲 夫
	川越市文化団体連合会	須 賀 博	須 賀 博
	川越人権擁護委員会	有 山 和 弘	有 山 和 弘
	川越市ボランティア連絡会	米 原 民 子	米 原 民 子
	川越市社会教育委員協議会	木 下 重 美	木 下 重 美
二 号 委 員	川越地区私立幼稚園協会	三 上 友 通	三 上 友 通
	川越市校長会	富 田 記久子	富 田 記久子
	市内公立高校代表	齋 藤 英 男	大 野 重
三 号 委 員	東京国際大学	遠 藤 克 弥	遠 藤 克 弥
	尚美学園大学	真 下 英 二	真 下 英 二
	公募委員	寺 本 甚 太	寺 本 甚 太
	公募委員	長谷川 真 理	長谷川 真 理

第二次川越市生涯学習基本構想・基本計画（後期計画）策定の日程

平成22年度					
月	推進本部 (庁議)	幹事会	調査研究委員会	策定準備会議	懇話会
5月				第1回 5/10 課内設置 第2回 5/31 素案について	第1回 5/22 基本計画(後 期計画)につ いて
6月				6/29 素案提示 メール	
7月		7/23 第1回幹事会			7/31 第2回 基本計画(後 期計画)につ いて
8月				関係各課と 個別調整	
9月					
10月	10/26 第1回本部会	10/6 第2回幹事会			
11月	庁議提案				
12月				パブコメ	
1月				意見調整	
2月					2/26 第3回 基本計画(後 期計画)につ いて
3月					